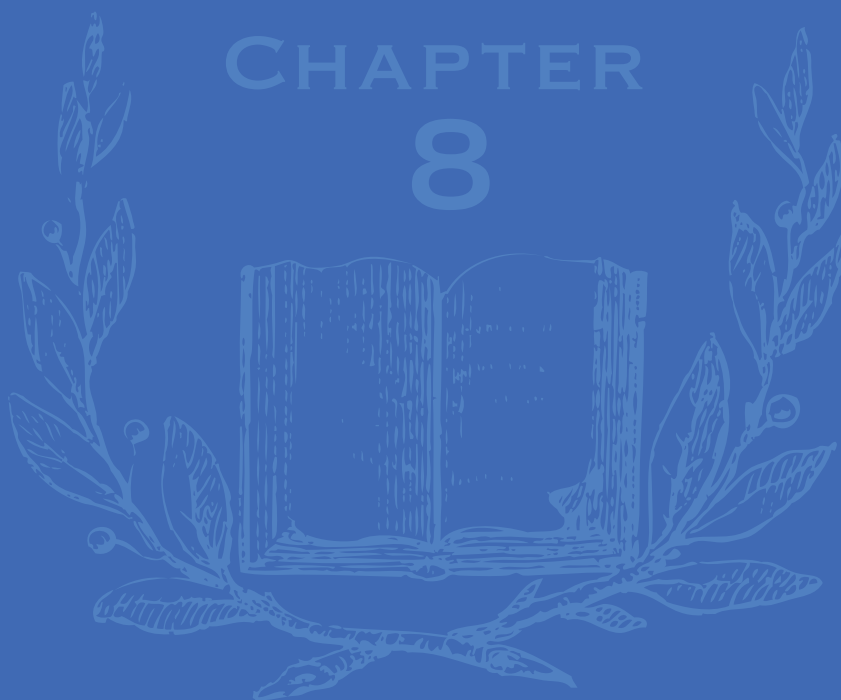

第8章

分野別教育のエッセンス(1)

独占禁止法



山「教育の方法論についてはなんとなくわかってきました。でも、教育の内容については完全に???状態です。」

高「ここからが肝ね。まあ、法令の詳しい説明は、汎用の教材も探せばあるでしょうから、うまく活用していきましょう。私たちの仕事として大事なものは、うちの社員が興味をもつ事例を盛り込むことと……」

山「学習者が楽しみながら参加できるプログラムを考えることですね」

高「そうね！ 8～12章は、代表的な法令の知識について一気に見ていきましょう。」



室長メモ(解説)

8～12章では、法令別の教育のポイントを押さえていきたいと思います。それぞれ、以下の項目でまとめたので、必要とするときに参照してください。

- ・法令分野の概要
- ・主な教育対象者
- ・法令遵守の観点でのポイント
- ・CSRの観点でのポイント
- ・リスクマネジメントの観点でのポイント
- ・教育設計のポイント
- ・おすすめの教育手法

まずは独占禁止法について取り上げます。

法令分野の概要

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ・自由な経済活動を、公正に行うために必要な事業活動の基本的なルールを定めた法律
- ・違反すると、違反した社員が刑事罰を受けたり、違反企業が多額な課徴金を科させられたりす

るリスクがある

- ・違反を発見した場合は、速やかに申告すればするほど、処罰は軽くなる場合がある
- ・M&Aに関連した、企業結合に対する事前審査がある

独禁法とは

- ・公正で自由な競争を目指し、事業活動の基本的なルールを定めた法律
- ・市場を独占しようとする行為や、事業者が共同して競争を制限する行為などを禁止
- ・違反すると、違反行為を止めるように命じる排除命令や課徴金納付命令が出されたり、消費者から損害賠償請求を受けたり、株主から株主代表訴訟を起されたりするなど、企業の信用が失墜するリスクがある
- ・行政機関（公正取引委員会）が運用している
- ・海外各国では「競争法（Competition Law）」が該当する

独禁法と企業結合

- ・独禁法では、企業結合によって競争が制限されたり、何らかの影響を受けているか否かを審査し、一定の取引分野において競争を実質的に制限すると判断されるものは禁止される。
- ・企業結合とは、株式保有や合併によって一定程度以上、一体化して事業活動をする結合関係のこと。

リニエンシーについて

- ・カルテルや談合に参加した企業であっても、**自主申告により課徴金が減免される制度**のこと
- ・例えば価格カルテル事件において、独禁法違反企業に対して、多額の制裁金と共に、社員が逮捕され有罪判決を受けた例がある
- ・一方、日欧の自動車部品メーカー 5社によるカルテルがあった際の例では、合計で約186億円の制裁金が科されたが、このうちパナソニックは最初に通報したため、制裁金を免れている。
- ・的確な初期対応をするためには、リニエンシーという制度の仕組みを知っておくことが大切。

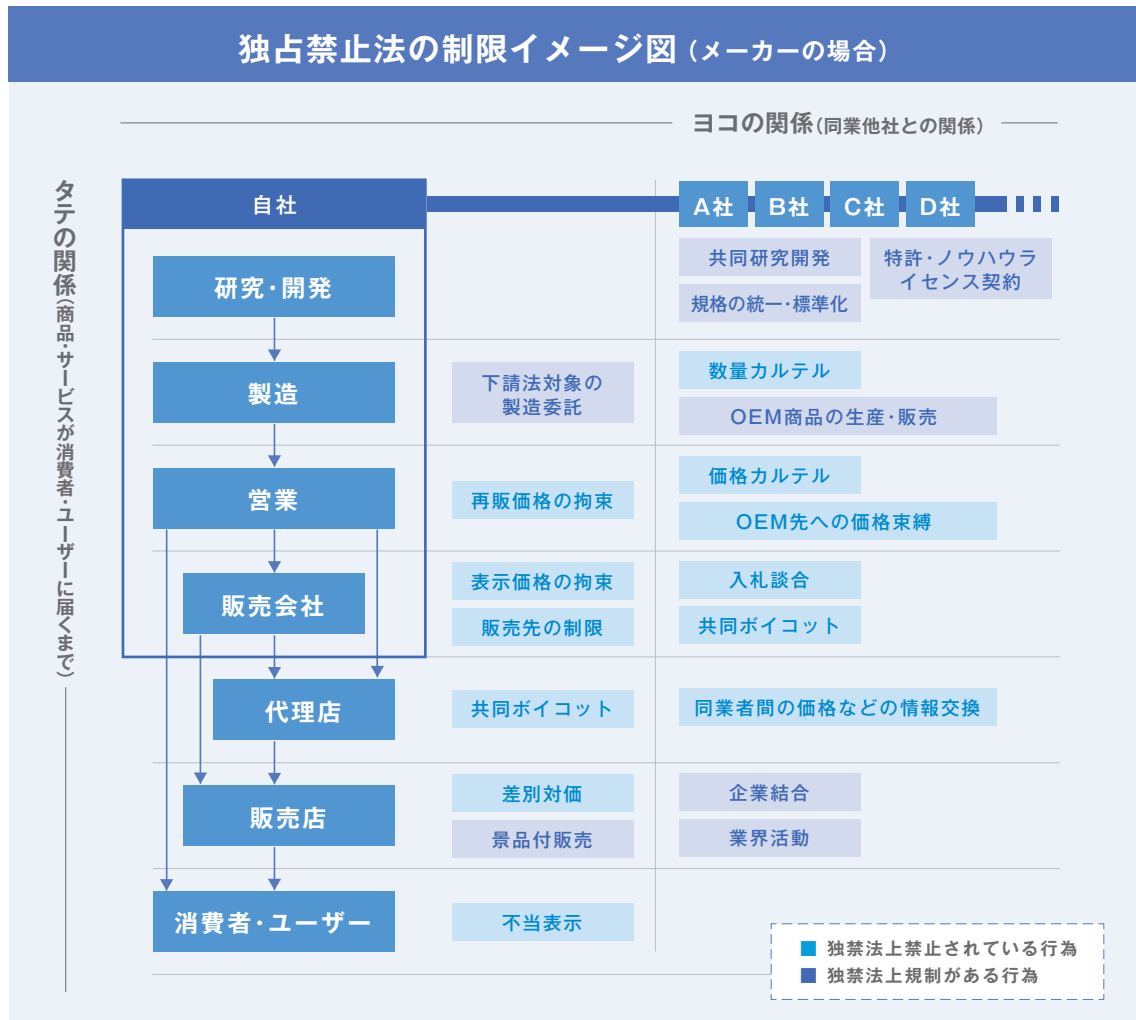
教育対象者

独占禁止法にかかわる部門（教育対象者）は広範にわたります。

下の図を例に説明しましょう。これはメーカーの例ですが、自社の部門（タテの関係）が、他社（ヨコの関係）とやり取りが発生するときの注意点をまとめたものです。

例えば、製造部門の社員が、同業他社とやり取りして数量の調整について話し合ったとしたら、

これは「カルテル」に当たり、違反となります。一方、OEM商品の生産について話し合ったとしたら、これは場合によっては規制があるので注意が必要ですが、そこをクリアしていればOKです。このように、各部門に該当する注意点を把握しておきましょう。



法令遵守のポイント

独占禁止法では以下の2つを規制している点を押さえましょう。

- ・「禁止事項」（私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不当な取引方法の禁止）
- ・「規制事項」（事業団体、企業結合、独占状態の規制など）

禁止事項と規制事項の線引きは、ケースバイケースであるため、それぞれ、何が、どのように禁止もしくは規制されているのかについて、具体的な内容を理解しておくことが大切です。

独禁法の運用を担当する「公正取引委員会」の基本的な機能と役割について理解しておきましょう。

違反企業に立ち入り検査できる権限がある、などです。

CSRの観点でのポイント

違反した場合に企業が経営的に受ける影響を知る。

- ・メディアなどで大きく報道される
 - 業務面で大きな打撃を受ける可能性がある
 - 企業のイメージダウンにつながる可能性が高い
- ※疑いの段階だとしても、公取委が立ち入り調査をすると、メディアで大きく報道される
- ・違反者個人が刑事罰を受ける可能性がある

教育に盛り込みたいポイント

- ・独禁法違反の事例を基に、こうした社会的責任への影響を理解できるようにすること

リスクマネジメントの観点でのポイント

違反した場合の経済的な損失リスクを知っておきましょう。

- ・取引先から入札指名停止を受けるなどの大きな機会損失リスク
- ・多額の課徴金支払いによる損失リスク

セーフティーネット

- ・違反しても、自主申告すれば課徴金が減免される制度「リニエンシー」を押さえておく。

教育設計のポイント

どこに気を付けていけばいいかを示してあげる必要があります。

- ・自社の事業領域と、その事業についての同業他社との関係を整理。
- ・コンプライアンス教育が「べからず」集になってしまうと、ビジネスの足を引っ張ることになる点にも注意。
- ・「なぜ違法なのか」「適法の場合はあるのか」という判断の基準を明確にして学ぶことが大切。

規制ばかりになってしまうのを避けるためには、「○(適法)」「×(違法)」の二元論ではなく「△(条件により判断が変わる場合)」を加えた3段階で考えることがポイント。

(例)

- ・販売店に、希望小売価格で売ることを、口頭で指示する
→(×：口頭であっても、小売価格の指示はNG)
- ・販売店に、希望小売価格を、参考価格として提示する
→(○：参考価格を提示したのみであればOK)
- ・出資している販売店に、希望小売価格で販売することを指示する
→(△：原則NG。ただし、販売店に過半数を出資し、実質的に同一企業内である場合はOK)

ビジネスシーンと教材の材料は、自社の事例に加えて、公正取引委員会が公開しているガイドラインと相談事例集が活用できます。

おすすめの教育手法

独占禁止法の教育は、法律の説明や禁止事項を並べ、まるでNG集を説明するような内容になってしまう傾向があります。その場合、禁止事項や制限事項が多いことは理解できても、なぜ禁止や制限があるのか、どのような基準で判断されているかを理解することが難しくなります。

具体的なビジネスシーンで行われる業務に対して、独占禁止法の視点から見て○×△のいずれになり得るかを考え、理解することが、コンプライアンスの実現につながります。

グループ討議

上記の○×△のように、過去の事例をもとに「○×△」の選択肢を自ら検討してみる、という研修です。

- 1) 事例を見て、○×△のいずれになるか、その理由は何か、まず個人単位で検討してみる。
- 2) 4～5人のグループで、意見交換する。判断が分かれたものについては、その判断に至った理由を議論する
- 3) グループごとの議論内容を発表し、講師を交えて意見交換。
 - ・グループの統一見解を決めて発表。ほかのグループの内容を比較検討してもよい。
 - ・自分たちの業務を振り返って、議論するのもよい。



カード「狭き道を拓く剣(○×△演習(グループ討議))」を手に入れた!

16 狭き道を拓く剣



○×△演習(グループ討議)

<説明>通ってよい道(○)か悪い(×)かの2択ではなく、条件付きで通れる第三の道(△)を切り開く

<やり方>事前学習で基礎知識を学習しておき、集合研修で過去の違反事例をもとに、グループ討議する

<効果>コンプライアンスの実践方法が身につく。討議した○×△の結果は、自分の業務のガイドラインとして活用できる